

年 月 日

保護者 各位

水戸女子高等学校長 鈴木 康之

インフルエンザ罹患報告書について（依頼）

インフルエンザとの診断を受けた場合、学校保健安全法第19条の規則により、学校における流行の蔓延を防止するために出席停止の措置をとることになっています。

インフルエンザの場合、登校再開日は医師の指示に従って下さい。

医師の指示がない場合は発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまでは、自宅療養して下さい。

インフルエンザの場合、下記の「インフルエンザ罹患報告書」の提出が必要となります。「インフルエンザ罹患報告書」は保護者をご記入の上、本人の名前が記載してある処方箋（薬の名前がわかるもの）を必ず添えて担任に提出して下さい。これをもって、インフルエンザに罹患した証明とします。

インフルエンザ罹患報告書

年 組 番 氏名

保護者氏名 印

○発症日 月 日 ()

症状：熱 . °C、咳、頭痛、関節痛、咽頭痛、その他 ()

○受診日 月 日 ()

医療機関名

○診断 インフルエンザ (A型・B型・疑い)

○休んだ期間 月 日 () ~ 月 日 ()